

海老名市生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、生ごみの堆肥化又は減容化を図る生ごみ処理機を設置した市民に対し予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）のほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、一般家庭等から排出される生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物の活動を利用して分解し、その容量を減少させ、堆肥化又は減容化する処理機で、次条に掲げる処理機の基準を満たすものをいう。ただし、焼却炉を使用するものや圧縮又は脱水等の方法により発生した処理水を家庭配水管（下水管）等に直接排水するものなど環境に負荷を与えるものは除く。

(処理機の基準)

第3条 前条の処理機の基準は、次のとおりとする。

- (1) 電動式処理機 家庭用電源で稼動可能なもの
- (2) 非電動式処理機
 - ア 土中又は土中以外の微生物を利用する容器であるもの
 - イ 臭気等の発散、雨水等の流入を防ぐための蓋を備えているもの

(補助の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している者
- (2) 前条に規定する処理機を補助対象者の居住場所又は補助対象者が市内に所有し、若しくは管理する土地に設置できる者
- (3) 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）第3条に規定する市税を滞納

していない者

- 2 前条に規定する処理機の補助対象数は、1世帯につき電動式処理機にあつては1台、非電動式処理機にあつては2台までとする。ただし、処理機について、当該補助を用いて購入後5年が経過した場合又は市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる金額とする。ただし、補助金の算定に当たっては、購入金額には使用時に最低限必要な本体と一括購入した基本材、微生物の購入代金及び消費税を含み、運搬、設置、保証料等の費用は含まないものとする。

(1) 電動式処理機 購入金額の4分の3とし、50,000円を限度とする。

(2) 非電動式処理機 1台につき購入金額の4分の3とし、1台につき25,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付申請書（第1号様式）に購入した処理機の領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、交付を行うことを決定したときは、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付を行わないことを決定したときは、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付申請却下決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、生ごみ処理機（電動式・非電動式）設置費補助金交付請求書（第4号様式）により、市

長に請求しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(設置者の義務)

第10条 補助事業者は、その処理機を適正に維持管理し、生ごみを堆肥化又は減容化し、自己処理しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が虚偽の請求その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に行った申請について適用し、同日前に行った申請については、なお従前の例による。

《平成5年6月1日・制定》

《平成7年5月1日・一部改正》

《平成9年6月1日・一部改正》

《平成11年7月1日・一部改正》

《平成12年4月1日・一部改正》

《平成13年4月1日・一部改正》

《平成15年4月1日・一部改正》

《平成23年4月1日・一部改正》

《平成26年7月1日・一部改正》

《平成28年10月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和4年7月1日・一部改正》

《令和4年8月1日・一部改正》